

一般事業主行動計画

社会福祉法人大日園

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、職員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てしていない職員も含め永く働きたい職場環境の構築などに取り組むための一般事業主行動計画を定める。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容

●次世代育成支援対策推進法

妊娠中の労働者および子育て中の労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための労働環境の整備 1(1)の工(ア)

目標：男性の育児休業取得率の向上（目標2名以上）を目指し、男女問わず、職場全体で育児休業が取得しやすい環境をつくる。

<取組内容>令和4年4月～

- ・配偶者が出産した男性職員に育児休業制度について積極的に案内する。
- ・全職員が、出産、子育て期、介護等に入る以前に、働き続けられるイメージをもてるよう、キャリア形成のための研修や管理職研修等を実施する。

●女性活躍推進法

配置・育成・教育訓練に関する事項 イ、工

目標：管理職候補である監督職の女性の割合を男女同程度になるように40%まで増やす。

<取組内容>令和4年4月～

- ・新しい人事制度を導入し、全職員が自分の役割を担えるよう運用していく。
- ・次の階層にスムーズにステップアップできるよう階層別の教育体系を整備する。
- ・公正な育成、評価を実施するために、評価者の研修を実施する。
- ・職階等に応じた女性同士の情報交換、交流の場を作る。